

# 子育て情報コーナー

ファミリーサポートセンター  
☎997・4321

●講習会(お子さんを預かるための心構えなどをお話します。)

☎11月19日(金) 午前10時～正午  
場保健センター 研修室

☎開催日の3日前までにセンターへ

\*参加する際、おむね生後1歳から就学前までのお子さんをお預かりします(要事前予約、先着6人。)

わんぱる(だいら児童館)  
☎999・0321

11月の休館日: 4日(木)・10日(水)・17日(水)・24日(水)

\*11月の主な予定 25日(木) 午前10時～午後1時 子育て相談(要予約)

●幼児向けイベント: 9日(火) 午前10時30分～正午 出かけバグ作り

●11日(木) 午前10時30分～正午 11のびサロン(身体測定、栄養相談)

●小学生向けイベント: チャレンジ

●小学生向けイベント: チャレンジ

## 結婚式場・披露宴のキャンセル料をめぐって

【事例】結婚式場を下見に行った際、「今日契約するなら20万円値引きする」とせかされて、申込金30万円を支払い、8カ月前の披露宴の契約をした。不快感が募り2日後に解約を申し出ると、キャンセル料がかかるとして、支払い済みの申込金を返金してもらえなかった。申し込んで2日しか経っていないのに納得できない。

### 問題点

消費者と事業者間の契約では、あらかじめ事業者が契約書を作成することが多く、その契約書の内容は事業者が有利なものになりがちです。

契約や申し込みの際に、申込金の返金や解約料について事業者から十分な説明がされず、いざ解約を申し出ると、申込金が返金されなかったり、事前に説明のなかった解約料を

ランキング(毎日)ニホース輪投げ

## 子育てひろば

11月の予定は、左表のとおりです。

### 子育てひろば 11月の予定

名称	やわた(さくらんぼ) ☎998-7421	はちじょう ☎997-8767	楽習館 ☎995-3035	ゆまにて定未
開催場所	保健センター1階	八條公民館2階ちびっこコミュニティルーム	やしお生涯楽習館2階	ゆまにて2階和室
開催日時(祝日を除く)	月・水・木※1	火～金	月・水・木・金※2	火～金
	午前10時～午後3時			
身体測定	2日(火)	16日(火)	18日(木)	25日(木)
	午前10時～11時30分			
その他	25日(木) 午前11時～11時30分 幼児向けのお話し会	5日(金) 午前10時～11時 タッチケア(要予約※3)	26日(金) 午前11時～正午 乳幼児の事故予防	30日(火) 午前11時～正午 読み聞かせほか

※1 やわた11月の変更日: 4日(木) → 2日(火)、15日(月) → 16日(火)、18日(木) → 19日(金)  
※2 楽習館: 24日(水) はお休み  
※3 タッチケア(生後2カ月以上で寝返りをまだしない乳児対象)の申し込みは、10月15日(金)からはちじょう子育てひろば窓口へ(電話申込不可、先着6組)

ゆまにて子育てひろばがオープンします!  
10月29日(金)ゆまにて内に「ゆまにて子育てひろば」を開設します。なお、当日は午前10時から11時までオープンイベントを行う予定です。  
☎子育て支援課 ☎A839

請求されてトラブルになることがあります。

また、式場の見学や下見に行った際に、事業者が「式場の予約が埋まってしまふ」と言っていて、契約や申し込みをせかすケースもあります。

### 消費者へのアドバイス

1 一般的に結婚式や披露宴の費用はかなり高額なため、契約・申し込みをする際は、契約書、約款などの内容、サービスの内容も確認し、十分に検討したうえで契約・申し込みをしましょう。

式場などの予約の際に「仮予約」、「仮押さえ」などという言い方をされて、契約はまだ成立していない、予約のキャンセル時にも解約料などは発生しないと思って、後日キャンセルしたところ解約料を請求された

というケースもあります。

解約する場合には挙式の何日前までであればどれだけの解約料がかかるのか、申込金はどれだけ返金があるのかを事前に確認し、その根拠となる契約書や約款なども必ず受け取っておくようにしましょう。

2 消費者契約法では、事業者に一方的に有利となる条項を無効とする規定を設けているので、高額な解約料の請求を受けても、その事業者に発生する平均的な損害の額を超えるときは、超える部分が無効になります。

ただし、事業者に返金を求めても任意で返金してくれない場合、最終的には裁判手続きによることになってしまいます。

困ったときや不安に思うことがありましたら、早めにお近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

☎商工観光課 ☎A336、県消費生活支援センター 春日部 ☎048・734・0999

**法律相談**  
法律上の諸問題についての相談(弁護士が相談)※2日前の毎週水曜日午前9時から電話予約

☎毎週金曜日 午後1時20分～4時  
場市民相談室 定8人(事前予約制)

広聴広報課 ☎373

**くらしの相談**  
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについて相談

☎11月10日(水) 午後1時30分～3時30分  
場市民相談室

広聴広報課 ☎373

**多重債務相談**  
借金やクレジット問題についての相談(弁護士が相談)

☎11月11日(木)・25(木) 午後1時20分～4時20分  
場市民相談室 定6人(事前予約制)

商工観光課 ☎336

**11月 各種無料相談**  
☎996-2111

★法律相談の予約方法は、☎電話のみとなります。

**行政書士相談**  
官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続・金銭貸借・外国人市民相談などについての相談

☎11月15日(月) 午後1時～4時  
場市民相談室

広聴広報課 ☎373

**税理士相談**  
相続税など税金全般についての相談

☎11月1日(月) 午後1時～4時  
場市民相談室

広聴広報課 ☎373

**女性相談**  
女性が抱えるさまざまな悩み(DV、セクハラ、人間関係など)についての相談(女性相談員が相談)

☎毎週水曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時  
場市役所駅前出張所内相談室 定5人(事前予約制)

人権・男女共同参画課 ☎811

**こころの健康相談**  
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が相談)

☎11月1日(月) 午後1時～2時30分  
場保健センター 定2人(事前予約制)

健康増進課 ☎995-3381～3

**内職相談**  
内職の求人、求職のあつせんについての相談

☎毎週火曜日(祝日は除く) 午前10時～正午 午後1時～3時30分  
場市民相談室

商工観光課 ☎274

**消費生活相談**  
悪質商法などのトラブルや消費生活全般についての相談

☎毎週月～金曜日(祝日は除く) 午前10時～正午 午後1時～4時  
場消費生活相談室

商工観光課 ☎336

**人権相談**  
プライバシーの侵害など基本的人権についての相談(人権擁護委員が相談)

☎11月11日(木) 午後1時～4時  
場第3会議室

人権・男女共同参画課 ☎811

**若年者就職相談**  
若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、技能能力などについての相談(キャリアカウンセラーが相談)

☎11月7日(日)・21日(日) 午前10時～午後4時  
場勤労青少年ホームゆまにて 定4人(事前予約制)

ゆまにて ☎996-0123

**心配ごと相談**  
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談

☎11月10日(水)・17日(水) 午後1時～4時(電話相談可)  
場身体障害者福祉センターやすらぎ

社会福祉協議会 ☎998-7616

**教育相談**  
児童・生徒の言動や教育についての相談

☎毎週月～金曜日(祝日は除く) 午前9時30分～午後4時  
場教育相談所

教育相談所 ☎995-0077

**家庭児童相談**  
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談

☎毎週月～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時  
場家庭児童相談室

子育て支援課 ☎472

**子育て相談**  
子育ての不安や悩みごとについての相談(子育てアドバイザーが相談)

☎11月25日(木) 午前10時～午後1時  
場だいら児童館わんぱる 定6人(事前予約制)

わんぱる ☎999-0321

**子育て電話相談**  
子育てや保育に関して、不安や悩みごとを電話で相談(保育士が相談)

☎毎週月～金曜日(祝日は除く) 午前10時～午後3時  
中央保育所 ☎998-7711

**休日・夜間納税相談**  
市税・国民健康保険税の納付についての相談

☎11月7日(日) 午前9時～午後4時 毎週木曜日(祝日は除く) 午後5時15分～7時  
場納税課

納税課 ☎330

**不動産相談**  
マンションおよび不動産取引全般についての相談

☎11月9日(火) 午後1時～4時  
場市役所駅前出張内相談室

広聴広報課 ☎373